

国家資格キャリアコンサルタント試験・ オンライン個人レッスン受講約款（第1版）

2018年12月13日作成

本約款は、AGヒューマンサービス株式会社（以下「甲」という）が実施する国家資格キャリアコンサルタント試験・オンライン個人レッスン（オンライン受講前カウンセリングを含む、以下「講座」という）に適用される条件を定めたものです。受講希望者（以下「乙」という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

第1条 受講契約の成立

受講契約は、以下の①から④の手続きが完了し、甲が乙に受講案内書を送信した日をもって成立するものとします。但し、過去に本受講約款に違反したことがある場合は、申込みを承諾しないことがあります。

- ① 乙が甲のHPより講座受講申込みフォームに必要事項を記入し、送信します。
- ② 甲が乙に受講料、支払い期日及び指定銀行口座を記載した請求書（PDFファイル）をEメールに添付する形式で3営業日以内に送信します。（領収証は申込みフォームに記入された乙の自宅住所宛に郵送します。）
- ③ 乙は、甲の発行する請求書にもとづき受講料の全額（分納は認められない）を甲の指定銀行口座に振込みます。指定銀行口座への振込み手数料は、乙の負担とします。
- ④ 甲は、受講料の全額が指定銀行口座へ振込まれたことを確認次第、乙に対し

て受講案内書を3営業日以内にEメールに添付する形式で送信します。

第2条 講座の実施

甲は、受講案内書に記載した日時に講座を実施します。但し、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更又は代替措置を講ずるものとします。

第3条 受講の条件

以下の条件に該当する場合は、乙は講座を申込みできません。

- ① 乙が心の病で治療中の場合。
- ② 乙が甲の心理カウンセリング（講座の受講にかかわるカウンセリングは該当しない）を利用している場合、及び心理カウンセリングの終結（終了）から原則1年を経過していない場合。

第4条 受講契約の解除・サービス提供の中止

1. 受講契約の解除は、Eメールにより行うものとします。
2. 受講開始前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。
 - ① オンライン受講前カウンセリング又は講座の早い方の予約日から起算して1週間前の当日（その当日が土曜、日曜、国民の祝祭日、甲指定の休業日にあたる場合はその前の甲の営業日）までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料（振込み手数料を含む）として2,000円を控除した金額を返還します。
 - ② オンライン受講前カウンセリング又は講座の早い方の予約日から起算して1週間前の当日を経過し、その予約日の前日（その前日が土曜、日曜、国民の祝祭日、甲指定の休業日にあたる場合はその前の甲の営業日）正午までに弊社

<info@agc-office.com>までEメールで申し出た場合、乙の支払った受講料より講座の経費（受講料の15%相当分）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。

3. オンライン受講前カウンセリング又は講座の早い方の予約日から起算して1週間前の当日を経過し、その予約日の前日（その前日が土曜、日曜、国民の祝祭日、甲指定の休業日にあたる場合はその前の甲の営業日）正午以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。この場合の返金等の取り扱いは、所定の基準によるものとします。

① 乙が事故、又は重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。

② 乙が死亡した場合。

4. 甲は、次の各号の1に該当するときは、受講契約を解除し、サービスの提供を中止することができます。この場合、受講料は返金しません。

① 乙が犯罪行為、反社会的行為、又は著しく公序良俗に反する行為をした場合。

② 乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、又は講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断した場合。

③ 乙が第3条、第8条、及び第9条に違反したと甲が判断した場合。

第5条 講座日程の変更

1. 乙が、受講契約成立後、講座予約日時の変更を希望する場合には、その予約日の前日（土曜、日曜、国民の祝祭日、甲指定の休業日にあたる場合はその前の甲の営業日）の正午までに、弊社<info@agc-office.com>までEメールで申し出るものとし、甲は、1回に限り日程の変更を無料で受付けるものとします。

2. 乙による講座予約日時の変更が2回以上に及ぶ場合、甲は、変更1回毎に事務取扱手数料として2,000円を請求します。

3. 講座予約日の前日（土曜、日曜、国民の祝祭日、甲指定の休業日にあたる場合はその前の甲の営業日）の正午までに、弊社<info@agc-office.com>までEメールで申し出がなかった場合、日程変更は行いません。

第6条 教材について

講座で使用する教材等は、弊社よりEメールにファイル（基本PDF）を添付する形で、原則として講座（除く、オンライン受講前カウンセリング）予約日の3営業日前までに送付します。なお、甲は乙に対して、これらの印刷物の提供は行いません。

第7条 インターネット接続及びZoomウェブミーティングの準備

1. 講座は、ミーティング用Zoomクライアント（ソフト又はアプリとも呼ぶ、以下「Zoom」という）を使用したオンライン講座として実施します。

2. 乙は受講にあたって、Zoomがスムーズに使用できるインターネット接続回線、及び接続端末（ソコン、スマートフォン、タブレット等）を自己の責任において準備するものとします。なお、面接対策の個人レッスンを受講する場合は、Webカメラで乙の顔を映せる接続端末が望ましい。

3. 乙は使用する接続端末に、自己の責任においてZoomをインストールするものとします。

4. Zoomの詳細、ダウンロードについては、Zoom公式サイト<<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>>を参照してください。

5. 甲は、Zoomのインストール及び操作方法については、乙に対するガイ

ダンス並びにサポートを行いません。

6. 乙が利用するインターネット接続回線、接続端末の不備については、甲は責任を負いません。これらの不備により講座の実施に支障が発生した場合、又は継続が困難となった場合、甲は講座の時間延長及び代替措置を講じません。

第8条 入室用URL及びID・パスワードについて

1. 甲は、受講契約成立後、講座を受講するための入室用URL及びID・パスワードを発行し、乙へ受講案内書に記載するかたちで連絡します。
2. 乙は、講座の受講にあたり発行された入室用URL及びID・パスワードの使用ならびに管理について責任を負い、いかなる第三者にも貸与及び譲渡はできません。また、理由の如何にかかわらず、これらが第三者に使用されたことにより乙に生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
3. 乙は、入室用URL及びID・パスワードを忘れた場合並びに盗用された場合には、速やかに甲にEメール (info@agc-office.com) で申し出るものとします。

第9条 著作権

1. 講座に関する著作権は、甲、又は使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。乙は、配布するテキスト、レジュメ及びその他一切の教材の複写複製、又は他での使用はできません。乙は、非商業的、又は私的な目的であっても、第三者への複製、譲渡及び貸与、内容多少によらずSNS、ブログ等インターネット上の媒体への内容の掲載もできません。
2. 乙は、原則として講座内容を録画録音することはできません。但し面接対策の講座において、乙自らが行うロールプレイの内容については、特別に講師

の許可（口頭による許可を含む）を得た場合であって、乙の自己学習目的に限り録画録音を認めるものとする。録画録音に関して、特別に講師の許可を得た場合であっても、それを複写複製、又は自己学習の目的以外で使用することはできません。また、インターネット上へのアップロードもできません。

3. 乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第7条 免責事項

甲の責めに帰さない災害ならびに事故については、甲は責任を負いません。

第8条 情報保護

1. 甲は、本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、甲のプライバシーポリシーに則り適切に取り扱います。

2. 乙は、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。

第9条 通知

乙は、住所、氏名、Eメールアドレスを変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物及び送信すべきEメールは、受講申込みフォームに記載された乙の住所及びEメールアドレス宛に発送・発信すれば足り、その郵便物及びEメールは通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第10条 責任の制限

講座に関連する乙の損害賠償請求に対する甲の損害賠償責任は、受講料を上限とします。

第11条 管轄裁判所

本契約に関して問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第12条 その他

1. 個人レッスン（論述対策）は、乙が受験する論述試験実施日の2週間前の前日を最終受講可能日とする。甲は、乙が受験する論述試験日の2週間前以降は、個人レッスン（論述対策）の受講を受け付けない。
2. 甲は、個人レッスン（論述対策）に含まれる、オリジナル例題（2題）の添削を1回に限り行う。但し、乙が個人レッスン（論述対策）受講日から1週間以内に甲指定の方法で、オリジナル例題（2題）の解答を提出した場合に限る。当該期間を過ぎた場合は、甲は添削を行わない。
3. 甲は、乙の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更できるものとする。
なお、変更後の約款については、甲の公式HP上に公開します。

AGヒューマンサービス株式会社

代表取締役 中里 文子

第1版作成：2018年12月13日